様式第２号（第７条関係）

番　　　　　　　号

年　　　月　　　日

日御碕地区利用拠点滞在環境等上質化事業補助金交付決定通知書

補助事業者　様

年　　月　　日付で交付申請のあった日御碕地区利用拠点滞在環境等上質化事業補助金については、日御碕地区利用拠点滞在環境等上質化事業補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

　年　　月　　日

出雲市長　　　　　　　　　　印

記

１　補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、　　　年　月　日付け交付申請書記載のとおりです。

２　補助金の額は、次のとおりです。ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更されるときは、補助金額確定の際に通知します。

補助事業に要する経費 金　　　　　　　　　円

補助金の額 金　　　　　　　　　円

３　補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、　　　年　月　日付け交付申請書記載のとおりです。

４　交付条件等

(1)　補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）交付要綱、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業実施要領、出雲市補助金等交付規則及び国補助事業者が定める交付規程に従うこと。

(2)　この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は、交付決定の通知の日から１５日以内とする。

(3)　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の不動産及びその従物、機械及び器具その他市長が定める財産については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行なわないこと。ただし、補助事業者が当該財産に係る補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。